

福島県議会議長 渡辺 義信 様

# 県民健康・こどもの未来 特別委員会調査報告書

令和5年7月3日

福島県議会県民健康・こどもの未来  
特別委員長 長尾 トモ子



# 目 次

I	付議事件	1
II	調査の経過	1
III	調査結果	1
1-1	県民の健康づくりをめぐる課題	2
1-2	県民の健康づくりに向けた取組状況	3
(1)	本県の取組状況	3
①	全国に誇れる健康長寿県づくりについて	3
②	安心の医療、介護・福祉提供体制の整備について	4
(2)	県内の取組状況	6
1-3	提言等	8
(1)	全国に誇れる健康長寿県づくりについて	8
①	健康寿命の延伸に向けた取組の推進	8
②	県民参加による健康づくりの推進	9
(2)	安心の医療、介護・福祉提供体制の整備について	10
①	安心の医療提供体制の整備	10
②	高齢者・障がい者が安心して暮らせる介護・福祉提供体制の整備	10
③	新型コロナウイルス等感染症対策	11
2-1	こどもの未来づくりをめぐる課題	12
2-2	こどもの未来づくりに向けた取組状況	13
(1)	本県の取組状況	14
①	少子化対策・子育て支援について	14
②	福島ならではの教育の充実について	15
(2)	県内の取組状況	16
(3)	参考人意見聴取	21
2-3	提言等	22
(1)	少子化対策・子育て支援について	23
①	出会い・結婚、妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり	23
②	安心して子育てできる環境づくり	24
(2)	福島ならではの教育の充実について	25
①	学びの変革と多様性を重視した教育の推進	25
②	福島に誇りを持つことができる教育の推進	26
IV	おわりに	27
	県民健康・こどもの未来特別委員会委員名簿	28
	県民健康・こどもの未来特別委員会調査事項	29
	県民健康・こどもの未来特別委員会調査経過	30



# 県民健康・こどもの未来特別委員会調査報告書

令和5年7月3日

福島県議会議長 渡辺 義信 様

県民健康・こどもの未来特別委員長 長尾 トモ子

本委員会に付託された事件について調査した結果は、次のとおりである。

記

## I 付議事件

- 1 県民の健康について
- 2 こどもの未来づくりについて
- 3 上記1～2に関連する事項

## II 調査の経過

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と原発事故という未曾有の複合災害及び全国各地で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、多くの県民の生活環境を変化させ、心身の健康に深刻な影響を及ぼした。

本委員会は、本県における安全・安心の医療・介護等の確保に加え、全国に誇れる健康長寿県を目指す取組や次代を担うこどもたちの育成を図るための取組の強化に向け、県民の健康及びこどもの未来づくりに関わる施策について調査することを目的に、令和3年12月21日に設置された。以来10回にわたり委員会を開催し、関係当局からの説明や専門家からの意見を聴取するとともに、県内における取組の調査を積極的に行った。

※本報告書は、施策等で「子ども」と表記されている場合を除き、「こども」と表記する。

## III 調査結果

## 1-1 県民の健康づくりをめぐる課題

### (1) 健康寿命の延伸に向けた取組の推進

- 本県では、全死因のうち、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が占める割合が高いため、全国平均を上回る喫煙率やこどもの肥満割合等、各種健康指標の改善や県が設定した目標に達していないがん検診受診率の向上、健康指標の改善につながる食育の推進が求められている。
- 全県民を対象とした県民健康調査のうち、原子力発電所事故後4か月間の外部被ばく線量を推計する「基本調査」の回答率は3割弱であるが、自らの被ばく量を知りたい県民に対しては、窓口を用意して調査を継続していくことが求められている。

### (2) 県民参加による健康づくりの推進

- 健康指標改善のため、県民が健康づくりに参加しやすいよう、様々なツールの活用や普及啓発活動の推進が求められている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ高齢者サロン活動や老人クラブ活動を回復させ、感染症対策に配慮しながらいかに高齢者の活動の場や社会参加の機会を増やすかが課題である。

### (3) 安心の医療提供体制の整備

- 本県は、医師の絶対数が不足している上、地域間に偏在があるため、県内全域で同水準の医療が提供できるよう、医師の県内定着を促進する取組の充実が大きな課題である。
- 高齢化の進展とともに救急搬送件数は増大し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加が見込まれる状況にあり、また、本県に多い脳卒中や急性心筋梗塞等の生活習慣病に起因する急病等へ迅速に対応するため、救急医療提供体制の整備が求められている。

### (4) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる介護・福祉提供体制の整備

- 本県の介護職員に関する将来推計（出典：「ふくしま高齢者いきいきプラン2021」）では、令和7年に36,676人の介護職員が必要とされる見通しであるた

め、今後、約3,000人の介護人材を育成・確保する必要に迫られている。

- 高齢者・障がい者が安心して生活を送ることができるよう、医療、介護サービス、福祉サービス等を連動して一体的に提供する体制の充実が求められている。

#### **(5) 新型コロナウイルス等感染対策**

- 新型コロナウイルス感染症は、県民の生命や健康、生活に大きな影響を与えたため、各種感染症に対し迅速かつ適格に対応できるよう、検査体制や医療提供体制の整備が求められている。
- 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に対応できる体制が十分でないため、適切な治療が受けられずに症状が長期化する事例が生じている。

### **1-2 県民の健康づくりに向けた取組状況**

#### **(1) 本県の取組状況**

県民の健康づくりに向け、本県が行う各種施策に関する主な取組状況は、下記のとおりである。

##### **① 全国に誇れる健康長寿県づくりについて**

###### **【健康寿命の延伸に向けた取組の推進】**

- 多くの疾病の発症等に深く関わっているとされる生活習慣病を予防することを目的として、こどもを対象としたフッ化物洗口事業や、幅広い世代への普及啓発活動をはじめとした禁煙対策と受動喫煙対策、主食・主菜・副菜がそろった「バランスの良い食事」に「減塩」を加えた「ふくしま“食の基本”推進事業」等を展開している。
- がんの予防と早期発見のため、がんに対する知識の普及やがん検診の受診率向上を目指し、利用しやすく質の高いがん検診実施体制の整備や、大学生・専門学校生等の若い世代も対象に含む啓発活動等を実施している。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、

増進を図ることを目的として「県民健康調査」を実施しており、全県民の事故後4か月間の外部被曝線量を推計する基本調査のほか、震災時18歳以下の県民を対象とする「甲状腺検査」等を行っている。

- 健康な心と身体を育むため、家庭、学校、地域、企業及び行政機関が一体となって、ライフステージに応じた県民総参加の食育推進運動を進めている。

### **【県民参加による健康づくりの推進】**

- 県民が健康づくりに取り組みやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れたスマートフォンアプリ「ふくしま健民アプリ」の活用及び市町村との連携事業による「ふくしま健民パスポート」事業を実施している。
- 高齢者が主体となって行う介護予防と相互の生活支援を可能にし、健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブ活動に対する支援を行うことで高齢者の社会参加の促進を図っている。
- 被災市町村の高齢者が健康度測定会等の機会を提供して仲間や地域とのつながりを持つきっかけをつくるとともに、地域の担い手（リーダー）として活躍できるシニア活動支援員を育成することにより、高齢者の生きがいをづくりと社会参加を促進し、健康指標の改善と老人クラブの組織強化を図っている。

## **② 安心の医療、介護・福祉提供体制の整備について**

### **【安心の地域医療体制の整備】**

- 県民が適切な医療を受けることができるよう、医療機関の施設整備等への補助や在宅医療の推進、救急医療の充実、がん診療連携拠点病院の機能強化のための研修や補助など、医療提供体制の整備に取り組んでいる。
- 医師や看護師等の医療従事者の確保に向け、修学資金の貸与、県外医師の招聘、医療従事者の就業支援等を実施し、関係機関と連携を図りながら医療人材の育成と確保・定着を図っている。

### **【高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備】**

- 福祉・介護分野に対するイメージアップを図るため、小中高生に対し、仕



事説明会や職場見学会、親子施設見学会等を実施している。

- 福祉・介護人材の確保を図るため、手話通訳者養成講座の開催や介護に関する入門的な研修の実施、介護助手の導入支援、外国人介護人材の受入環境の整備等に取り組んでいる。
- 障がい者の地域生活を支援し、社会参加を促進するため、意思疎通支援者等の養成や派遣を行うなど、コミュニケーション支援体制の整備に取り組んでいる。
- 認知症になっても、住み慣れた地域で暮らすことのできる社会の実現を目指すため、県内全域11か所に認知症疾患医療センターを指定し、事例検討会や研修会を実施するなど、認知症の早期診断・早期対策の体制の確保等、認知症対策の強化を進めている。

#### **【新型コロナウイルス等感染症対策】**

- 新型コロナウイルス感染症に係る対策を講じるため、部局を横断した全庁的な対策本部を設置し、全庁の職員を参集して、診療・検査体制の強化をはじめ、入院病床の確保、宿泊療養施設の確保・運営、自宅療養者への支援などに取り組むとともに、抗原検査キットの無料配布、陽性者登録センターやフォローアップセンターの運営など、支援体制の強化と医療機関及び保健所の負担軽減を図った。
- 新型コロナワクチン接種を促進するため、コールセンターや大規模接種会場を設置するとともに、感染拡大を防止するため、臨時の無料検査を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の実態を把握するため、入院受入医療機関に対し調査を実施するとともに、県民に相談・受診先を案内するため、対応可能な医療機関をホームページで公表した。
- 令和5年4月、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染危機に備える組織体制を強化するため、保健福祉部内に「感染症対策課」を新設した。
- 令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に移行したが、引き続き関係機関と連携

しながら、感染拡大防止と医療提供体制の確保に取り組んでいる。

## (2) 県内の取組状況

令和4年11月7日から11月9日にかけて実施した県内調査における県民の健康づくりに関する調査状況は下記のとおりである。

### ① ふたば医療センター附属病院(富岡町)

ふたば医療センター附属病院は、地域住民や復興従事者の安心を医療の面から支え、双葉地域の復興に貢献することを目的として、平成30年4月、富岡町に開設された。

当院の役割は、二次救急医療をはじめとする双葉地域に必要な医療を提供することであり、いわき市や南相馬市など近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図ることも期待されている。

《特徴》

#### ○ 診療科（救急科・内科）による救急医療の提供（24時間365日）

一次救急、高度医療や専門医療を必要としない二次救急、休日夜間など地域の医療機関が開院していない時の急病に対応している。

高度な医療や専門医療が必要な場合は、適切な病院に多目的医療用ヘリ等で搬送している。また、回復後に継続した治療が必要な場合は、当院で治療を継続している。

#### ○ 在宅診療・訪問看護

地域の医療機関からの依頼により、訪問診療及び訪問看護を行い、一人一人の在宅療養を支えている。

訪問診療については、年間300～400件の患者に対応し、多くは寝たきり患者やガン患者、心不全患者を診療している。

訪問看護については、年間約200件の患者（介護保険対象）に対応し、内服や注射などの医療処置を行っている。

#### ○ 医療支援

「在宅復帰支援」では、在宅で療養が継続できるように入院中に個別的な支援を行い、「地域包括ケア推進の支援」では、地域の町村や医療機関、介護福祉施設などと連携し、地域包括ケア推進を医療面から支え、「健康増進

支援」では、健康教室や出前講座などの開催により、地域住民の方々の疾病予防や健康増進を支援している。

## ② 福島県立医科大学 健康増進センター(福島市)

福島県立医科大学健康増進センターは、福島県立医科大学の中にあり、地域社会を医療分野から再生・活性化し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興の姿を世界に向けて発信するための組織として設置された「ふくしま国際医療科学センター」を構成するセンターの一つである。県民の健康状態を長期にわたって見守り、県民の健康増進と健康寿命の延伸を目指している。

《特徴》

### ○ 科学的根拠に基づく評価・分析

県から委託された福島県版健康データベース（FDB）とFDBデータの管理を行うとともに、FDBデータを用いた分析・評価を行い、県及び市町村が保健事業を展開する際の地域課題分析をより深めるための基礎資料「年次報告書」を作成している。

また、健康寿命について、対象年齢65歳の「日常生活動作が自立している期間の平均」を、「お達者度」として市町村別に定期的に算定している。

### ○ 効果的な健康増進対策、疾病予防対策の推進

県オーダーメイド解析事業実施要領に基づく市町村からの要請によるデータの解析・評価、健康課題の抽出及び事業展開の支援を行っている。

また、令和3年度から、被災地域のうち、10市町村を対象とする健康課題解決支援業務を県から受託しており、対象市町村を訪問し、FDBデータ等の提供、健康指標改善に向けた事業の実施に関する助言などを行っている。

### ○ 人材育成の支援

県及び市町村の健康づくり活動を担う保健師等の職員の資質向上のために、専門家による研修会を年7回実施している。

また、「社会医学系専門医研修プログラム」に基づく公衆衛生医師の継続的確保と育成のための研修を実施している。

### ③ ふくしま医療センターこころの杜(矢吹町)

福島県立矢吹病院は、精神科の専門医療を担ってきたが、精神科領域における機能の充実強化・先進的な取組の実施に向け、医療提供体制を確保していくため、「ふくしま医療センターこころの杜」と改称して令和4年10月にプレオープン（運用開始）した。現在、駐車場等の病院周辺環境の整備等を行っており、令和6年にグランドオープンを迎える予定である。

《特徴》

#### ○ 医療観察法病棟の新設

多重のセキュリティを確保した専用病床（7床）を設置し、統合失調症などによる幻聴・妄想により重大な加害行為を行った者に対し、最先端の専門的な精神科医療を提供し、社会復帰を支援している。

#### ○ 児童思春期病棟（こなら病棟）の新設

統合失調症や気分障害、摂食障害等により通常の家生活では治療が困難な未成年（小学生から高校生）を対象として入院治療を行っており、可能な限り学習や遊びの機会を確保しながら治療にあたることで、退院後の家庭復帰・社会復帰を円滑に行うことを目指している。

## 1-3 提言等

本委員会では、付議事件「県民の健康について」を、「全国に誇れる健康長寿県づくり」及び「安心の医療、介護・福祉提供体制の整備」の視点から細部にわたり調査・検討してきた。

以下、調査・検討結果に基づき提言等を行う。

### (1) 全国に誇れる健康長寿県づくりについて

すべての県民が生涯を通じて健康で生き生きと安心して暮らせるよう、県民の健康に関する意識向上や実効性のある取組の強化が重要である。

#### ① 健康寿命の延伸に向けた取組の推進

県民一人一人が心身ともに健康な生活を送るためには、食育や検診などの日常生活における健康づくりの重要性を若い世代から高齢者までライフステージ

に応じて普及啓発するなど、疾病予防を進めるとともに、県民健康調査による被災者の健康状態を正しく把握し、生活状況に応じた集団・個別支援に取り組むなど、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることが必要である。

- 減塩や禁煙、こどものフッ化物洗口などの取組に実効性及び即効性があることを具体的に数値を用いて訴えることにより、県民の健康意識の改革を促進すること。
- 各地域での健康づくりに向けた保健活動の拠点となる保健所について、十分な人員体制を確保するとともに、関係機関との連携を強化し、地域住民の健康管理を充実させること。
- がんの早期発見や早期治療に向けて、より多くの県民が自発的かつ容易にがん検診を受診できるよう、受診対象者の明確化や受診手続の簡素化、事業者との連携等、確実に検診を受けるための仕組みづくりとともに啓発活動を推進すること。

啓発活動については、特に若者の理解や受診率の向上に資する取組について、リーフレットの発行や出前講座等、様々な切り口から展開を図ること。

- 県民健康調査事業については、専門家の意見などを十分に考慮しながら、これまでの調査で得られた結果を活用し、県民それぞれの思いに寄り添って適切な情報発信や相談対応を行うこと。

また、甲状腺検査については、これまでの結果の分析を進めながら、希望者が検査を受けやすい体制の構築に努めること。

## ② 県民参加による健康づくりの推進

食・運動・社会参加を柱とした健康づくりを推進するためには、健民アプリ等多様なツールを活用しながら自分に合った健康づくりに取り組む県民を増やし、健康長寿に向けた取組を強化する必要がある。

- 福島県版健康データベースの分析により得られた地域別や性別の健康状態の傾向と対策について、情報発信を強化すること。

また、ふくしま健民アプリの利用実態を分析し、健康づくり等のミッションに付与される特典を強化するなど、さらなる普及に努めること。

- 感染対策との両立を図りながら、市町村と一体となって高齢者の健康づく

りにつながる地域コミュニティ活動の推進に取り組むこと。

また、高齢者が生き生きと活気にあふれた生活を送ることができるよう、県独自の取組をシンカさせるとともに、就労や学習、興味、スポーツなどの多様な生きがいをづくりに取り組む市町村等への支援を充実させること。

## (2) 安心の医療・介護・福祉提供体制の整備について

全県的に医療人材不足と地域偏在が深刻化しており、医療、介護・福祉が連携した体制の整備が極めて重要である。

### ① 安心の医療提供体制の整備

地域住民が安心して必要な医療を受けられるためには、地域の声を反映し、救急医療体制を含めた医療提供体制の充実や医療の質の向上を図ることが必要である。

- 地域医療構想の見直しに当たっては、重症化リスクの高い新興感染症の感染拡大なども想定して急性期病床を確保するなど、将来の医療需要にしっかりと対応できるよう検討を進めること。
- 救命率の向上に向けて、福島県救急電話相談（＃7119）の周知による救急車の適正利用の推進や12誘導心電図伝送システムによる治療までの所要時間の短縮などの取組を深化させるとともに、ICT化等により関係機関と連携するなど各地域の実情に応じた総合的な施策の展開を図ること。

※12誘導心電図伝送システムとは、モバイル心電計を用いて、急性心筋梗塞などの患者の心電図データを救急現場で取得し、クラウド上に伝送することで、瞬時に病院にいる医師が診断することを可能とするシステムをいう。

### ② 高齢者・障がい者が安心して暮らせる介護・福祉提供体制の整備

高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して健康で生き生きと暮らせるためには、介護・障がい福祉サービスの基盤整備とサービスの質の向上を図るなど、介護・福祉提供体制を整備していくことが必要である。

- 各地域での地域包括ケアシステムの構築に向け、地域のニーズに応じ、市

町村への専門家派遣などの支援に積極的に取り組むこと。

- 高齢化の進行による介護人材の不足は、過疎・中山間地域を中心に深刻な課題となっていることから、地元での介護人材の育成・確保や定年退職者の再就職など県内で就労する介護人材の確保に向けた施策をさらに推進すること。
- 難聴は認知症の発症や進行にも影響を及ぼすおそれがあることから、老人性難聴など障がい者手帳に該当しない程度の難聴に対する補聴器購入の助成について、他都道府県自治体における取組も注視しながら検討すること。
- 障がい者が介護・福祉サービスを利用するに当たっては、それぞれの障がいの状態に応じた支援や配慮が必要となることから、従事者の育成を図るとともに、関連事業者と連携して障がい者が安心して生活できる地域社会づくりを推進すること。

### ③ 新型コロナウイルス等感染症対策

今後、各種感染症に迅速かつ的確に対応するためには、新型コロナウイルス感染症におけるこれまでの対応を踏まえ、検査体制、医療提供体制の整備を図るとともに、人材の育成・確保や感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ることが必要である。

- 感染症法上の位置付けが5類となった新型コロナウイルス感染症については、県民がより幅広い医療機関で受診できる医療体制が確保されるよう、医療機関が行う設備整備への支援等を推進するとともに、国に対し必要な支援を講じるよう求めること。

また、5類への変更による医療体制の移行に当たっては、県民や医師会をはじめとする関係団体へ丁寧に説明を重ね、円滑に進めること。

- 感染拡大傾向時の検査については、手続きの簡素化など利用者の利便性の向上に向けて必要な検討を行うとともに、医療機関か薬局かを問わず、検査結果が早期に通知されるよう、必要な対策を講じること。

また、陽性者及び死者数の把握について各機関で齟齬が生じないように整理すること。

- 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む県民の生活上の困難を早期

に軽減し、解消するため、罹患後症状を調査・分析し、かかりつけ医をはじめ医療従事者への研修や患者へのきめ細かな相談支援等の施策を推進すること。

## 2-1 こどもの未来づくりをめぐる課題

### (1) 出会い・結婚、妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり

- 本県は、全国と同様に、未婚率や平均初婚年齢の上昇等により、出生数、合計特殊出生率が減少傾向にあることに加え、産婦人科医の不足や分娩取扱施設の減少等、周産期医療体制が厳しい状況にあるため、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりが求められている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安定雇用等の問題を抱える女性が増加しているため、相談体制及び支援体制の強化が求められている。

### (2) 安心して子育てできる環境づくり

- 母子保健対策について、地域偏在が見られるため、市町村が設置する子育て世代包括支援センターへの支援の充実が求められている。
- 保育士不足により所定の定員まで子どもを受け入れることができない施設があることから、保育需要を踏まえた利用定員数の確保が求められている。
- 総合療育センター内に設置した「医療的ケア児支援センター」への相談件数が多いことから、関係機関との連携の強化や従事者の質の向上が求められている。
- 家族の介護等を担う子ども（ヤングケアラー）は、家庭の問題ゆえ表面化しにくいため、実態の把握と支援体制の構築が求められている。  
※ヤングケアラーとは、大人に代わって日常的に家事や家族の世話をを行うことにより、通学や勉強、交友の時間が十分に取れない状況にある子どもをいう（以下同じ）。
- 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもを良好な環境で育むため、里親や児童養護施設等において家庭に近い療育環境の整備とともに、こどもの家庭復帰や自立後の支援の充実が求められている。



### **(3) 学びの変革と多様性を重視した教育の推進**

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した児童生徒等の就学を支援するため、授業料等減免措置を行った私立学校に対して、減免相当額が補助されているが、所得要件があり、家計の負担が重い世帯があるため、支援の充実が求められている。
- 高等学校においては、一人一台端末を導入し、所得に応じて購入費用を補助しているが、家計の負担が重い世帯があるため、さらなる家計の負担軽減が求められている。
- 貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の児童生徒及び保護者に対する、学習支援や相談支援の充実が求められている。
- 心のケアが必要なこどもが一定数存在しており、不登校児童生徒数も増加傾向にあるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等によるきめ細かな心のケアが求められている。
- 立場や考え方の異なる人々との議論や対話を通して新たな技術や方法、価値を創造していくため、福島ならではの教育の充実が求められている。

### **(4) 福島に誇りをもつことができる教育の推進**

- 福島イノベーション・コースト構想を担う産業人材を育成するため、小学生・中学生・高校生に対する、企業と連携した講座の実施や理数教育の充実が求められている。
- 一方的に知識を伝達する授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと学び方を変革していくことが重要であるため、他者を理解する力や自己肯定感、自己表現力を育む教育の充実が求められている。
- 小・中学校の学力向上には、児童生徒の基礎的・汎用的読解力が重要であるため、その実態を正確に把握し、リーディングスキル向上につながる授業の改善が求められている。
- こどもたちが地域に貢献したいという気持ちを育むため、地域の自然や環境、食文化、産業に関する理解の醸成が求められている。

## **2-2 こどもの未来づくりに向けた取組状況**

## (1) 本県の取組状況

こどもの未来づくりに向け、本県が行う各種施策に関する主な取組状況は、下記のとおりである。

### ① 少子化対策・子育て支援について

#### 【出会い・結婚、妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり】

- 出会いや結婚の希望をかなえるため、ふくしま結婚・子育て応援センターを中心に、結婚マッチングシステムやオンライン婚活サイト、結婚世話やき人等による出会いの機会の提供に取り組むとともに、市町村が実施する結婚新生活応援事業等への支援を行っている。
- 妊娠・出産の希望をかなえるため、福島県立医科大学の生殖医療センターの体制強化や不妊治療への支援拡充により、不妊に悩む方への支援を充実させるとともに、安心してこどもを産み育てることのできる環境をつくるため、市町村子育て世代包括支援センターによる妊婦訪問や産後ケア、助産師会と連携したオンライン相談等を実施している。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、収入が減少し生活が困難になった者や、孤独や孤立等の不安を抱える女性に対する相談事業を実施している。

#### 【安心して子育てできる環境づくり】

- 妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行う「市町村子育て世代包括支援センター」における妊婦訪問などの取組への支援や県助産師会と連携し、助産師による妊娠や出産、母乳育児などに関する相談支援を実施するとともに、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化を推進する「市町村こども家庭センター」の設置を支援している。
- 保育ニーズに対応するため、保育所等の整備を支援して保育の受皿を確保するとともに、保育士修学資金の貸付や潜在保育士の再就職の支援を行うなど、待機児童の解消と保育人材の確保・定着を図っている。
- 保護者の多様な子育てニーズに応えるため、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、充実した子育てサービスが提供できるよう市町村を支援するとともに、保育の無償化と18歳以下の医療費無料化等により、子育て世

帯の経済的負担の軽減を図っている。

- 援助を必要とするこどもや家庭を支援するため、児童相談所の体制強化と職員に対する研修の充実等を図り、児童虐待の早期発見及び早期支援に取り組んでいる。
- 医療的ケアの必要なこどもの健やかな成長を支えるため、総合療育センター内に設置した医療的ケア児支援センターを中心に、相談対応や情報提供など、医療的ケア児及びその家族へのきめ細かな支援に取り組んでいる。
- 家族の世話等を日常的に担うことが負担となっているヤングケアラーについて、市町村や学校等の関係機関と緊密に連携しながら、実態の把握と支援体制の構築を図っている。

## ② 福島ならではの教育の充実について

### 【学びの変革と多様性を重視した教育の推進】

- 学びの変革については、ふくしま学力調査等により児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況を把握し、エビデンスに基づく授業の改善を支援するほか、世帯所得に応じた補助制度により、県立高等学校において一人一台端末環境を整備するとともに、小中高等学校のモデル校におけるICTを活用した指導事例を共有するなど、ICTを活用した学びの変革に取り組んでいる。
- 多様性を重視した教育の推進に向け、いじめや不登校等にきめ細かく対応するため、教職員の加配やスクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、専任の教員を配置したスペシャルサポートルームの充実等に努めている。
- 貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の小学生・中学生及び高校生等を対象に、家庭訪問による学習支援や高校進学支援、高校中退防止の取組等を行っている。
- 道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、推進校による実践研究を推進するとともに、学校が、学校や地域の実情に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組に対し、道徳教育リーフレットの発行や「モラル・エッセイコンテスト」の開催などの支援を行っている。

### 【福島に誇りを持つことができる教育の推進】

- 震災と復興に関する地域課題探究活動を通して「高校生語り部」を育成し、県内外の高校生と交流を行うほか、小中学生の震災関連施設での体験活動を支援するなど、震災の記憶と教訓の継承に取り組んでいる。
- 福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成に向け、地域の企業等と連携した魅力ある教育プログラムを展開している。
- 小・中学生の学力向上に向け、教員の指導力向上や教員同士が学び合う文化の醸成、授業の質的改善を目指すほか、リーディングスキルを視点としたモデル学区及び研究協力校を指定し、児童生徒の読解力向上につながる9年間を通じた先進的な教育活動を展開している。
- 小中学生対象の地元の農林水産物を活用した料理コンテストや料理教室の開催、栄養教諭を対象とした研修に加え、作物栽培体験や各学校の「食に関する指導に係る全体計画」の作成に関する食育指導研修の実施により、食育の取組や地場産物の活用を推進している。

## (2) 県内の取組状況

令和4年11月7日から11月9日にかけて実施した県内調査におけるこどもの未来づくりに関する調査状況は下記のとおりである。

### ① ふたば未来学園高等学校(広野町)

ふたば未来学園高等学校は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により地域住民の避難が長期化する中、教育環境の整備と震災を踏まえた諸課題に対応できる人材を育成するため、平成27年度より募集停止となった双葉郡内の5つの高等学校の歴史と伝統、教育内容や特色を踏まえた幅広い学びを可能とした総合学科高校として、平成27年4月に開校した。

平成31年4月には、ふたば未来学園中学校が開校し、6年間を通じた最先端のカリキュラムの中で、主体的・対話的で深い学び、グローバル教育、シティズンシップ教育の3つを柱に掲げ、中高一貫教育（連携型）が行われている。

《特徴》

- 3つの系列による学級編制
  - ・アカデミック系列

主要5科目を中心にカリキュラムを編成し、大学等上級学校への進学を経て「変革者」として社会を牽引するリーダーを育成することを目指している。

- ・ トップアスリート系列

バドミントン、サッカー、野球、レスリングで高度な技術・理論を習得することを通して、トップアスリートや生涯スポーツ社会のリーダーとして活躍する人材の育成を目指している。

- ・ スペシャリスト系列

農業、工業、商業、福祉の分野において地域を支える職業人として必要な知識・技能を習得することを通して、地域に根ざし将来活躍する人材の育成を目指している。

- 未来創造学

中学校では福島が抱える課題に向き合い未来の社会の姿を考え、高校では福島や世界の課題を解決するためのプロジェクトを企画、実践し、国内外で研究成果を提言する。

課題解決に向けて行動する力や創造性など、実社会で活躍するための実践力を身につける。

- 地域課題と地球規模の課題を探究する「グローバル教育」

文部科学省より「スーパーグローバルハイスクール事業」及び後継の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）」に採択され、日本の高校教育の改革のモデルとなる地域及び地球規模の課題について探究活動を行い、資質・能力を身につける教育が行われている。また、高校1年次は演劇等を通じて地域の課題を学ぶとともに、自分事として捉えさせ、2、3年次にかけて地域やグローバルな課題の発見・解決や提言に向けた実践的な教育を推進している。

## ② 川内村立川内小中学園・かわうち保育園(川内村)

義務教育学校「川内村立川内小中学園」と幼保連携型認定こども園「かわうち保育園」は、復興に関わり世界で活躍できるたくましく心しなやかな人材の育成を理念とし、令和3年4月、同一敷地内に開校した。

《特徴》

○ 豊かに学ぶ学校

9年間の義務教育期間を通じ、主体的に学ぶ力、協力しながら課題を解決する態度を育て、少人数教育を生かして、誰もが主役となれるよう一人一人の個性を伸ばす。

○ 健やかに育つ学校

協働による学習や活動、異年齢交流を通して自己肯定感を高め、また、体を動かす機会を増やし、健やかでたくましい心を育む。

○ 地域と共に歩むコミュニティスクール

義務教育学校・認定こども園・放課後子ども教室・児童クラブ・興学塾を通してこどもたちの育ちを村民全員で支える。また、学校が子育て、生涯学習、コミュニティ活動の場となり、村民もこどもたちも一緒に学べる学校を目指す。

○ かわうちの復興の核となる学校

村民が一つにまとめられる場、新たな村づくりの場としての役割を果たし、「学校縁で実現するコミュニティの核」を目指し、こどもを通じて村民同士、村民と外部の人々が出会い、交流を深める学校とする。

③ 福島県立医科大学生殖医療センター(福島市)

福島県立医科大学生殖医療センターは、「安心して妊娠・出産・育児のできるふくしま」の実現に向け、こどもが授からない女性に高度不妊治療を提供するため、また、不妊治療は一般的な治療に加え、複数の診療科（産婦人科、泌尿器科、腫瘍内科等）が連携して治療を行う必要があることから、関係する診療科が協力した円滑な診療を可能とするため、平成31年4月、福島県立医科大学内に新しい中央診療施設として開設された。

当施設は県内唯一の生殖医療専門医の認定研修施設であり、県内の生殖医療の拠点として、医師やコメディカル（胚培養士等）の人材育成も行っている。

《特徴》

○ 不妊専門相談センター業務

福島県からの要請を受け、生殖医療センターの中に、専門医による不妊、

不育に関する窓口として「不妊専門相談センター」を設置している。当センターでは、県内の保健福祉事務所や市町村保健師等、不妊や不育の相談に対応している職員を対象とした研修会や、不妊治療を受ける方々やその家族、地域の方を対象とした研修会や講習会を実施している。

○ 地域生殖医療の支援

東日本大震災時には、いわき地区の生殖医療施設の閉鎖に伴い、同施設の凍結胚を受け入れ、その後の管理・継続治療を行った。

○ 妊孕性温存療法への対応

女性の妊孕性温存療法の一つ、卵巣組織凍結保存は、これからの発展が期待される治療方法であり、より安定的な方法の確立、症例の蓄積・基礎研究の進展に伴う安全性の確立が望まれているため、卵巣組織凍結保存の早期実施に向け、研修及びトレーニングを実施している。

**④ 認定NPO法人郡山ペップ子育てネットワーク(郡山市)**

認定NPO法人郡山ペップ子育てネットワークは、東日本大震災直後の低線量放射線環境下に生きる本県のこどもたちを、地域の大人がどう守り、どう育ていけば良いかを実践するためのモデルを創ることを目的として、平成24年5月に発足した。こどもの心身の育ちを科学的に観察しながら、こどもの発達に必要な運動遊びの環境を提供し、心のケア、地域や関係者への啓発活動に力を入れた活動を行っている。

《特徴》

○ 居場所づくり事業

東北最大級の屋内遊戯施設「ペップキッズこおりやま」を運営している。当施設は、こどもの運動能力の向上だけでなく、手先が器用になったり、集中力や想像力、コミュニケーション能力が高まるように設計されている。施設内にある「PEPキッチン」では食の大切さを学べるほか、子育て支援や食育啓発イベント等も開催している。

また、臨床心理士が週1回、子育ての相談に応じている。

○ 調査研究事業

体力テストとリンクし、こどもの成育環境がどのように体力・運動能力に

影響するのか、肥満ややせの原因はどこにあるのか調査研究を行っている。

○ 人づくり事業

こどもの発育発達の特徴を理解し、理論的背景を学ぶ座学に加え、こども自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感できる運動遊びの実技を体験できる講演会と研修会を幼稚園教員、保育士、小中学校教員、医療関係者等、こどもに関わる指導者を対象に毎月、実施している。

⑤ 郡山市役所(郡山市)

郡山市は、公益社団法人日本青年会議所の「ベビーファースト運動」に参画しており、市民、事業者、郡山市が一体となり、地域ぐるみで「子どもが安心して生まれ、育つ」まちづくりを目指している。

《特徴》

○ 安心して産み、育てられるまち郡山の実現

妊娠期から子育て期まで、助産師による家庭訪問や、母子手帳交付後の妊婦及び出産後1年以内（多胎児出産の場合は2年以内）の母親の家事や育児を手伝うヘルパー等の派遣など切れ目なくサポートしている。

○ こどもの成育段階に応じた子育てを支援

こどもから大人まで楽しめるイベントや子育ての仲間づくりのサポート、子育てに関する相談等を実施し、総合的な子育て支援に取り組んでいる。

また、「こどもを預かってほしい方」と「預かることができる方」が会員となる組織をつくり、地域で支え合う子育てを実施している。

○ 若い世代の希望実現を応援

ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するオンライン型結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の入会登録料の半額を補助する「婚活支援事業」や、結婚に伴う新生活を応援するため、条件を満たす新婚世帯の住宅取得や賃借、引越しに係る費用を最大30万円まで補助する「結婚新生活スタートアップ支援事業」を実施している。

⑥ 総合療育センター(郡山市)

福島県総合療育センターは、児童福祉法による障害児入所施設であると同時に



に医療法による病院であり、手足または体幹の不自由な児童に対し、通所あるいは入所により、治療・訓練・生活指導及び教育を有機的に行い、それに加えて総合的な外来診療部門を充実させ、障がいの早期発見並びに早期治療・訓練及び教育を行うための総合療育を行っている。

《特徴》

○ 「発達障がい者支援センター」の設置

発達障がい者支援センターは、発達障害者支援法に基づく支援機関として平成18年10月、設置された。県内在住の自閉症などの発達障がいやその疑いのある本人、その家族が安心して暮らすための支援を行うとともに、関係機関と連携を図りながら身近な地域での支援体制の整備を目指している。

業務内容は、日常生活等に関わる相談を受け、助言や福祉サービスの情報提供を行う「相談支援」、発達の状態について、医学的な診断や発達検査等による評価を行い、発達障がい者及びその家族や関係機関に対して助言を行う「発達支援」、就労を希望する発達障がい者に対して就労に向けての必要な相談を行うとともに、必要に応じて労働関係機関と連携を図る「就労支援」及び発達障がいについての正しい情報や社会的支援の必要性について、より多くの方々に理解していただけるために行う「普及・啓発活動」である。

○ 「医療的ケア児支援センター」の設置

医療的ケア児支援センターは、日常的にたんの吸引や人工呼吸器等が必要なこどもや重症心身障害児、その家族や支援している方の困りごとや心配ごとの相談を受ける県内初の組織として、令和4年6月、看護部内に設置された。

家族同士の交流の場も提供している。

### (3) 参考人意見聴取

会期外に開催された第7回委員会において、以下のとおり参考人を招致し、意見を聴取した。

日 時	令和5年2月2日（木曜）	午前 10時	～	11時10分
場 所	第一特別委員会室			
参 考 人	福島大学 人間発達文化学類附属学校臨床支援センター			

センター長 青木 真理氏

内 容 不登校等対策について

調査目的 不登校に関わる課題と対策の把握

参考人からの主な意見

- 不登校の要因は、主に学習・学力の問題、人間関係、家庭・家族の状況の3つが相互に関係しているため、要因をよく見定めた上で、不登校の児童生徒が何を求めているのか、何をしてほしいのかというニーズに応じて、段階を踏んで学校を中心として対応していく必要がある。今までは教員と非常勤のスクールカウンセラー（SC）が共同で事後対応をしてきたが、不登校の予防が重要であり、そのためにはマンパワーを充実させなければならず、常勤SC、常勤スクールソーシャルワーカー（SSW）を公立学校に配置し、教職員と協力しながら児童生徒への目配り、ケアを行っていただきたい。
- こどもの未来づくりのために、ひとりの人が誕生から成人して社会を支える人材となるまで切れ目なく見守り、必要に応じて支援する体制が必要であり、横の連携と縦の連携が重要である。横の連携は、妊娠期から就学までの、保健福祉分野の子育て支援と保育所・幼稚園等の保育・教育分野との連携、小学校・特別支援学校小学部と放課後児童クラブ・放課後等デイサービス等との連携、中学校期における中学校と社会体育との連携が考えられる。縦の連携は、小学校と中学校の連携、中学校と高等学校の連携である。すでに稼働している支援システムを上手につないで切れ目のない、人材育成のための包括的支援を実現していただきたい。

### 2-3 提言等

本委員会では、付議事件「こどもの未来づくりについて」を、「少子化対策・子育て支援」及び「福島ならではの教育の充実」の視点から、細部にわたり調査・検討してきた。

以下、調査・検討結果に基づき、提言等を行う。

## (1) 少子化対策・子育て支援について

未婚化・晩婚化・晩産化等の進行により、このまま少子高齢化が進めば、地域経済の活力の低下を招くだけでなく、地域社会の持続可能性にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されているため、少子化対策・子育て支援が急務である。

また、家庭での養育が困難なこども、経済的困窮や家族の介護等の課題を抱えているこども等、援助を必要とするこどもや家庭への支援も重要性を増してきている。

### ① 出会い・結婚、妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり

結婚の意思を持ちながらも出会う機会がない県民、経済的な理由等で結婚をためらう県民に対し、出会いの機会の提供や結婚生活の支援を充実させるとともに、結婚に関して社会全体で前向きなイメージを持てるよう機運を醸成していくことが必要である。

また、安心して出産に臨むことができるよう、医師・医療従事者の確保・育成やNICUなど必要な施設・設備運営を支援するなど、周産期医療体制を充実させることが重要である。

- 結婚を望む人が結婚し、安心してこどもを生ま育てられる環境づくりを推進するため、新婚世帯に対する支援については所得にかかわらず支援を行うよう、県独自の取組を含めて検討すること。

また、市町村による独自の取組を把握し、担当窓口を記載した市町村ごとの支援内容を情報発信するなど、県全域での出会い・結婚の希望がかなう社会づくりの推進を図ること。

- 妊娠・出産の希望をかなえる環境づくりに向けて、周産期医療に従事する医療従事者の確保と育成に向けた取組を強化するとともに、実践力の向上に向けた取組を充実させること。

また、加齢に伴う妊娠・出産のリスク等について、こどもの発育への影響や難産になるおそれが高いことなど、若者への正しい知識の啓発を推進すること。

- コロナ禍において顕在化した不安定雇用など女性を取り巻く課題が深刻化していることから、女性の相談体制の充実や支援体制の強化を推進すること。

## ② 安心して子育てできる環境づくり

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めていくためには、妊娠期から子育て期までライフステージに応じて切れ目のない支援体制を構築・強化するとともに、地域や企業等と一体となり、地域の実情に応じた支援サービスなど多様化する子育てを支える支援策の充実や男女共同参画意識の啓発など、社会全体で子育てを支える仕組みをつくっていくことが重要である。

- 子育てに関する啓発をさらに推進するため、県やその他機関の様々な子育て支援策や男性の積極的な育児に関する情報をアプリを活用して発信するなど、必要とする人に届く情報発信の在り方を検討すること。

また、発信する情報の取りまとめに当たっては、関係部局、市町村等と緊密に連携し、妊娠期から出産、幼児期を経て高校生に至るまでのライフステージに合わせた子育て世代が必要とする情報をわかりやすくきめ細かに発信すること。

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置する市町村への支援を強化し、妊産婦等への伴走型相談支援の充実を図ること。

- 乳幼児医療費助成事業において生じている市町村負担については、市町村独自の事業の経緯などを適切に把握し、県と市町村の負担のあり方について検討すること。

- 保育施設における保育士の加配の実態を把握し、良質な保育サービスを提供するために必要な人員配置に対して、適切な補助が講じられるように取り組むこと。

また、子育て支援制度の在り方を、こどもの心身の成長を重視した保育ができるよう適宜検討すること。

- 開設から1年を経過した医療的ケア児支援センターについては、これまでに寄せられた相談内容や個別の課題を分析し、支援の強化を図ること。
- ヤングケアラーに係る課題を分析し、必要な支援を制度化するとともに、きめ細かに支援するためのネットワーク構築や啓発に取り組むこと。
- 里親家庭で生活する子どもたちの健やかな成長や社会的な自立に向けて、

補助制度や自立後の相談体制の整備に取り組むこと。

## (2) 福島ならではの教育の充実について

従来より本県の児童生徒の学力は全国下位に位置しているため、教育の在り方を改革し、また、障がいのあるこどもや生活困窮等の困難を抱えるこども等様々な背景を持つこどもたちが地域で共に学び共に生きる環境づくりを推進する必要がある。

また、東日本大震災、原子力災害の教訓の継承や避難地域における特色ある教育を展開し、「福島ならではの」教育を通じて福島に誇りを持つことができる人材を育成する必要がある。

### ① 学びの変革と多様性を重視した教育の推進

様々な背景を持つ児童生徒に対して多様性を重視し、発達段階に応じて一人一人の個性を伸ばす教育を推進していくためには、ICTの活用等による学びの変革に取り組み、教職員の働き方改革やスクールカウンセラー等を含めた柔軟な教職員体制の整備を促進し、また、地域と連携した家庭教育の支援体制を構築することなどが重要である。

- 被災児童生徒等を対象とする就学支援については、国に財政支援の充実を求めること。
- 教育に要する保護者負担（給食費や入学金等）の軽減に向けて、国に財政支援の充実を求めるとともに、県独自の取組も検討すること。
- 高等学校における一人一台端末の導入については、全国における公費負担の動向などを踏まえて、保護者負担のさらなる軽減を検討すること。
- 生活困窮等の困難を抱える世帯のこどもたちの学びの場を保障し、学力や人間力を育むことができるよう、NPO等と連携した学習支援等の多様な学びの場を支える取組を一層推進すること。
- スクールカウンセラーについては、不登校児童生徒の増加や東日本大震災及び原発事故、さらにはコロナ禍がこどもに与えている影響などを十分に考慮し、常勤職員の配置や増員を含む適切な措置に努め、こどもが自己肯定感を持つことができるよう支援すること。

また、不登校児童生徒の居場所の確保のために設置されたスペシャルサポートルームについては、各学校の先進的な取組を共有し、拡充に向けて推進するとともに、フリースクールや通信制学校等の多様な受け皿を充実させること。

- 人と関わり合いながら助け合いや協調を身につける学びを通じて多様性を尊重する教育を推進することにより、こどもたちが他者との違いを理解し、自己肯定感を持てるようにすることで、心の荒廃やいじめ等の問題の改善を図ること。

## ② 福島に誇りを持つことができる教育の推進

福島のこどもたちがふるさとに誇りを持つためには、複合災害による課題先進県だからこそその課題解決学習を通して、福島の未来を担う人材となるよう、震災の教訓の継承や避難地域における特色ある教育を展開することが重要である。

- 福島イノベーション・コースト構想の推進に必要とされる産業人材の育成については、福島国際研究教育機構との連携を十分に図り、先端的研究や福島ならではの課題解決を担う人材育成の推進に取り組むこと。
- 伝承活動や体験学習を通じて、小中学生が故郷の自然や文化、歴史に誇りを持つことができる取組を推進すること。
- 小・中学生の基礎的学力の向上に向けて、教員の指導力や授業の質の向上を図るため、リーディングスキル向上につながる授業の改善等の研修の充実に取り組むこと。
- 学校給食における地場産物の使用割合と目標値を示し、さらなる地場産物の活用や生産者とこどもの触れ合いを通じた食農教育の推進に取り組むこと。

#### IV おわりに

本委員会に付託された事件「県民の健康について」及び「こどもの未来づくりについて」は、内容が広範かつ重大な内容であるため、限られた期間において解決策を導き出すことはもとより困難であるが、本委員会の設置目的である、県民の健康及びこどもの未来づくりに関わる施策の強化を図るため、県内調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

令和5年6月2日、厚生労働省より令和4年の人口動態統計月報年計（概数）が公表され、出生数は77万747人で、統計を開始した明治32年以降で最少、合計特殊出生率は1.26で、データのある昭和22年以降では平成17年と並び過去最低の水準、出生数が死亡者数を下回る「自然減」は16年連続、減少幅は過去最大となったことが判明した。人口がさらに減少すれば、労働力不足により経済規模が縮小し、国の活力が失われるとともに、社会保障費や自治体の財政などにも大きく影響してくる。

政府は令和5年4月、「こども家庭庁」を発足し、「次元の異なる少子化対策」の検討を進めているが、人口が増加に転じるには長い時間を要するため、東日本大震災後、急激な人口減を経験した本県において、先んじて独自の少子化・子育て対策を充実させることが急務である。

本委員会は、健康長寿県に向けた取組をさらに充実させることはもとより、こどもを産み育てやすい社会、すべてのこどもが健やかに成長し、本県での学びや経験を誇りに、若者が安心して学べる環境の下、自分の能力をいかんなく発揮し、将来の夢がかなえられるような社会の構築を目指すため、提言を行うものである。

この報告をもって本委員会の調査は終了するが、自然減による人口減少の急減な進行と県民の健康指標の低迷は深刻であり、県当局においては、本県を取り巻く情勢の適切な把握、分析に務め、目指すべき成果を庁内で広く共有しながら、この報告の実現のために一丸となって取り組むよう要請する。

最後に、新型コロナウイルス感染症が県民の社会生活に多大な影響を及ぼしていた渦中においても、生活環境・家庭環境によらず、すべてのこどもが幸せであってほしい、すべての県民が心身ともに健康であってほしいと願う本委員会の想いを汲み、調査に御協力くださった県内の地方自治体、教育機関、医療機関等の皆様をはじめ、広範な調査事項に対応いただいた県当局の皆様には深く感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

県民健康・こどもの未来特別委員会 委員名簿

(令和3年12月21日～令和5年7月5日)

委員 長	長 尾 ト モ 子	
副 委 員 長	三 村 博 隆	
副 委 員 長	佐 藤 郁 雄	
委 員	瓜 生 信 一 郎	
委 員	太 田 光 秋	
委員 (理事)	亀 岡 義 尚	
委 員	高 橋 秀 樹	(注1)
委員 (理事)	宮 本 し づ え	
委 員	先 崎 温 容	
委 員	三 瓶 正 栄	
委 員	佐 々 木 彰	
委 員	真 山 祐 一	
委 員	渡 邊 哲 也	
委 員	佐 藤 徹 哉	(注2)

( ※ ) 掲載順は委員長、第一・第二副委員長、委員 (期別議席番号降順)

(注1) 高橋秀樹委員は令和4年11月4日退任

(注2) 佐藤徹哉委員は令和4年11月4日就任



県民健康・こどもの未来特別委員会 調査事項

【付議事件】	【調査事項】	【調査内容】
1 県民の健康について	(1)全国に誇れる健康長 寿県づくりについて  (2)安心の医療、介護・ 福祉提供体制の整備 について	①健康寿命の延伸に向けた取 組の推進  ②県民参加による健康づくり の推進  ①安心の医療提供体制の整備  ②高齢者・障がい者が安心し て暮らせる介護・福祉提供 体制の整備  ③新型コロナウイルス等感染 症対策
2 こどもの未来づくり について	(1)少子化対策・子育て 支援について  (2)福島ならではの教育 の充実について	①出会い・結婚、妊娠・出産 の希望をかなえる環境づく り  ②安心して子育てできる環境 づくり  ①学びの変革と多様性を重視 した教育の推進  ②福島に誇りを持つことがで きる教育の推進
3 上記1及び2に関連する事項		

県民健康・こどもの未来特別委員会 調査経過

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
1	12月定例会	令和3.12.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の設置</li> <li>・付議事件について</li> <li>・設置期間について</li> <li>・理事会の設置について</li> </ul>	保健福祉部
2	2月定例会	令和4.3.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項（案）について</li> <li>・調査計画（案）について</li> <li>・付議事件の概要について （執行部説明）</li> </ul>	保健福祉部 こども未来局 教育庁
3	6月定例会	令和4.7.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項（執行部説明）</li> </ul> 付議事件1 (1)全国に誇れる健康長寿県づくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組と現状等</li> <li>・主要事業等について</li> </ul> (2)安心の医療、介護・福祉提供体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組と現状等</li> <li>・主要事業等について</li> </ul>	企画調整部 文化スポーツ局 保健福祉部 こども未来局 土木部 教育庁
4	9月定例会	令和4.10.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査計画の変更（案）について</li> <li>・調査事項（執行部説明）</li> </ul> 付議事件2 (1)少子化対策・子育て支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組と現状等</li> <li>・主要事業等について</li> </ul>	生活環境部 保健福祉部 こども未来局

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
5	会期外	令和4.11.7 ～11.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外調査</li> <li>① ふたば未来学園高等学校</li> <li>② ふたば医療センター附属病院</li> <li>③ 川内村立小中学園・かわうち保育園</li> <li>④ 福島県立医科大学</li> <li>⑤ 郡山ペップ子育てネットワーク</li> <li>⑥ ふくしま医療センターこころの杜</li> <li>⑦ 郡山市役所</li> <li>⑧ 総合療育センター</li> </ul>	
6	12月定例会	令和4.12.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査計画の変更（案）について</li> <li>・調査事項（執行部説明）</li> <li>付議事件2</li> <li>(2)福島ならではの教育の充実について <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組と現状等</li> <li>・主要事業等について</li> </ul> </li> </ul>	総務部 文化スポーツ局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 教育庁
7	会期外	令和5.2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考人招致</li> <li>・調査事項（執行部説明）</li> <li>付議事件1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要事業等の成果について</li> </ul> </li> </ul>	企画調整部 文化スポーツ局 保健福祉部 こども未来局 土木部 教育庁

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
8	2月定例会	令和5.3.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項（執行部説明） 付議事件2</li> <li style="padding-left: 20px;">・主要事業等の成果について</li> <li>・総括審議</li> <li>・委員間協議</li> </ul>	総務部 文化スポーツ局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 教育庁
9	会期外	令和5.6.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（案）審議</li> </ul>	
10	6月定例会	令和5.7.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会調査終結</li> <li>・調査報告書取りまとめ</li> </ul>	保健福祉部